

閉鎖登記簿及び和紙公図の電子化の推進

○ 閉鎖登記簿の電子化の推進

現状・問題点

- 現状
 - ・ 登記簿のコンピュータ化により閉鎖された土地の登記簿(閉鎖登記簿)を登記所で保管
 - ・ 土地の過去の権利関係に関する資料として利用されている
- 問題点
 - ・ 災害により閉鎖登記簿の原本が滅失するおそれ
 - ・ 検索に多大な時間を要し、窓口利用者への不便
 - ・ 保管に膨大なスペースを占有

東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)＝庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化。

電子行政推進に関する基本方針(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進本部決定)＝平時のみならず、災害時も含めて、確実に必要な行政サービスを提供し、国民の権利の実現・利益の保護を図り、国民の利便性向上・負担軽減を図る。

土地閉鎖登記簿を電子化

※ 電子化の効果が高い本局及び大規模支局並びに都市部に所在する出張所で実施する。また、津波被害の危険性が高い沿岸部に所在する登記所において実施する。

効果

- 閉鎖登記簿の原本が滅失した場合でも業務継続が可能
- 窓口利用者への良質なサービスの提供
- 庁舎等の狭隘の解消

○ 和紙公図の電子化の推進

現状・問題点

- 現状
 - ・ 明治時代に作成された和紙公図(過去の土地の位置、形状を表す図面)を、登記所において保管
 - ・ 裁判資料、歴史的資料としても利用されている
- 問題点
 - ・ 災害により和紙公図が滅失するおそれ
 - ・ 作成から1世紀が経過し、損耗が甚だしい
 - ・ 境界問題を抱える国民のニーズが高い

東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)＝庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化。

電子行政推進に関する基本方針(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進本部決定)＝平時のみならず、災害時も含めて、確実に必要な行政サービスを提供し、国民の権利の実現・利益の保護を図り、国民の利便性向上・負担軽減を図る。

和紙公図を電子化

効果

- 和紙公図の原本が滅失した場合でも業務継続が可能
- 経年劣化・損耗の防止
- 簡易な検索が可能となり、窓口利用者へのサービスの向上

